

## 第78期導入修習における出欠の取扱いについて

### 第78期導入修習における出欠の取扱いについて

2025/03/12

企画係

導入修習における出席、欠席及び遅参等の取扱いについては、添付のとおりですので、必ず確認してください。なお、司法修習生は、修習専念義務（裁判所法67条2項）を負っているため、病気その他正当な理由のない限りカリキュラムを欠席することは許されません。欠席する場合は、事前に承認を得ることが原則で、緊急かつやむを得ない場合（急病等）には、事後に承認を得ることになります。承認を得られない欠席は、そのこと自体が規律違反として非違行為となりますので、注意してください。

また、欠席・遅参・途中退室をする場合は「欠席等申請フォーム」からの申請に加え、講義・即日起案担当教官に「チームズのプライベートチャット」での連絡が必要となります。共通科目については、関係する全担当教官あてに事前に連絡してください。

（例）民共演習：民裁教官・民弁教官に連絡

刑共演習：刑裁教官・検察教官・刑弁教官に連絡

全共特別講義：5教官全員に連絡

※教官へのチャットの連絡は、常識的な時間にしてください。

※Teams上で担当教官を探してチャットする方法

①パソコンの場合

自身の所属する[REDACTED]チーム表示名の横にある三点リーダーを選択⇒「チームを管理」を選択⇒「メンバー」を選択⇒担当教官を探し、チャットを開始する。

②スマートフォンの場合

自身の所属する[REDACTED]チーム表示名の横にある三点リーダーを選択⇒「メンバーを表示」を選択、「メンバー」の中から担当教官を探し、チャットを開始する。

※QRコードについては追ってお知らせします。

[01 第78期導入修習における出欠等の取扱いについて.pdf](#)

[02 別紙1「QRコードによる出席の登録方法について」.pdf](#)

03 別紙2「欠席基準」.pdf

表示数を減らす

【企画係】第7・8期導入修習における出欠の取扱いについて

新規投稿